

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 PCDS(太平洋軍備撤廃運動: Pacific Campaign for Disarmament and Security)／平和資料協同組合(準)
〒223 横浜市港北区箕輪町3-3-1
TEL: 045-563-5101 FAX: 045-563-9907 E-mail: peace depot@y.email.ne.jp
●編集責任者 梅林宏道
●郵便振替 口座番号: 00280-0-38075 加入者名: 平和資料協同組合

毎月2回1日、
15日に発行。

1996年4月23日第三種郵便物認可

45 97/5/15

¥100

未臨界核実験

第1回は6月後半

技術情報の現状をまとめる

4月22日、軍縮派の科学者であるプリンストン大学のフォン・ヒッペルとスザンヌ・ジョーンズ両博士が横浜のPC DS事務所を訪れた。未臨界実験についての彼らの最新の意見を聞くことができた。米エネルギー省は、6月に第1回未臨界実験を行うなど最終発表を行ったが(4月4日)、その際、独立のシンクタンク・ジェイソンが計画を再吟味した結果が公表された。エネルギー省は、実験実施への支持がえられたとしているが、ジェイソン報告は第3回以降については慎重な注文をつけている。さらに5月7日、エネルギー省は、NGOの専門家に対して未臨界実験についての説明会を開催した。そのときの詳しい情報はまだとどいていないが、これまでに得られている技術情報をまとめた。

◆実験の日程

4月4日の米エネルギー省発表においては、第1回未臨界実験は6月、第2回は秋とされた。1995年10月にエネルギー省が、1996年6月18日に第1回、9月12日に第2回と発表した(本誌第15号)との比較すると、約1年遅れの実現となる。

5月7日にエネルギー省は非政府組織(NGO)の代表に対して未臨界実験の説明会を開いた。NGOからは、フォン・ヒッペルやコクランなどの高名な軍縮派の科学者やダリル・キンボール、スパージョン・キーニイ、ブルース・ホールなどの軍縮研究者が参加して、実験を設計したロスマラモス研究所やリバモア研究所の核科学者の説明を聴き、質問した。

この場で、より具体的な実験日程が明らかになった。つまり、第1回は6月後半と範囲がせばまり、第2回は秋ではなくて、6月と8月末の間であることが分かった。また、未臨界実験にはあらかじめ定められた必要回数も終了時期もなく、データが必要な限り実験は繰り返されるという。

◆実験の目的

まず、米エネルギー省の説明による未

臨界実験の目的を整理しておく。

A. 備蓄核兵器の維持管理

本誌で全訳したように(第16号)、クリントン政権は、極小規模の核爆発も禁止

する包括的核実験禁止条約(CTBT)に参加するにあたって、国内を説得するのに6項目の条件(保障措置)をつけた。そのもっとも中心的な条件は(少なくとも大義名分において)、今後長期にわたって

英労働党政権

国防大臣は元反核運動家

5月1日の総選挙で、英国では18年ぶりに労働党政権が誕生した。「労働党も保守党と変わらなくなつた」というのがもっぱらの評価である。傾向的な判断としてはそのとおりだろう。安保政策でトライデント型戦略原潜の計画を中断しそうにないし、NATO拡大政策にも変更はないだろう。しかし、労働党らしさを引き出すのに希望がないわけではない、と英國の反核運動家たちは考えている。

新しく国防大臣になったジョージ・ロバートソンは、60年代、10代の青年としてホーリー・ロッホ(スコットランド)の米軍戦略原潜基地の反対闘争に参加して政治の道に進んだスコットランド人である。

5月5日づけの日刊紙『スコットマン』で、彼は核軍縮の希望について次のように

語っている。「われわれはいま歴史的な瞬間に立っている。この瞬間にわれわれが正しい決定を下すならば、未来の世代が振り返って、われわれがよりよい世界を残してくれたと感謝するであろう。もしわれわれが正しい決定をしなかつたならば、あるいは何の決定もしなかつたならば、われわれは非難されることになるだろう。」

『スコットマン』紙はまた、反核運動家であった自身の過去について、ロバートソン国防大臣がオープンに、次のように語ったと伝えている。「長い年月の末やっと、私はその目的を達して、孫たちのために世界をより安全な場所にすることができるのかもしれない。」

この記事は、一つの希望である。⑩

「保有核兵器の信頼性と安全性を確保するための『科学的備蓄兵器管理維持計画(SBSSMP)』を実行すること」であった。未臨界実験は、第一義的にはそのための実験であるとされる。

核兵器を長期間にわたって保存したときに生じる信頼性と安全性に関する未解決の問題として、エネルギー省は次のものをあげている。

- a) 材料や部品の劣化が兵器の性能に及ぼす未知の影響
- b) 生産体制の縮小、環境・安全・衛生規準の変更などの理由によって部品の製法を変えざるを得なくなったとき、新しい製法が兵器の性能に及ぼす未知の影響

地下核実験が可能であれば、これらの影響は地下核実験によって確かめる

ことができる。CTBT下ではそれができないので、核分裂連鎖反応にはいたらない「未臨界」の状態で兵器用核分裂物質の挙動を測定する「未臨界実験」を行って、その知見を他の実験室実験やコンピューター・シミュレーションと重ね合わせることによって、SBSSMPの目的が達せられる。

B. 人材と核実験場の確保

エネルギー省はまた、原子核技術の最先端に優秀な人材をひきつけておくこと、「至高の国家的利益」が損なわれるときに米国がCTBTの脱退条項によって脱退したときに核実験がすぐに再開できるよう核実験の基礎的能力(場所と人材)を維持することを、米国がCTBTに加入するための6項目の条件のなかに数えていた。「未臨界実験」をネバダ核実験場で行うことによって、これらの条件

を満たそうとしているのである。

大義名分としては、Aの理由がもっとも強調されているが、実情としては人材確保の要素が大きいと、多くの科学者は判断している。

◆実験の実際

実験の全体の配置、中心部分の配置、試料や装置の大きさなどについて、公表されたものはない。5月7日の説明会で、どの程度の情報が出されたのかは、まだ明かではない。

実験には、プルトニウムなど核分裂物質が用いられ、高性能火薬による爆発をともなう。そのため、ネバダ核実験場のU1a施設(モーライナー(LYNER)と呼ばれた低威力核実験施設)を使い、約300メートルの地下で実験は行われる。実験終了後は、汚染物質はすべてそのまま閉じ込められるという。

化学兵器禁止条約が発効

—— 次は核兵器禁止条約 ——

4月29日、化学兵器禁止条約(CWC)が発効した。発効までに批准を終えた批准国は87カ国。主要化学兵器国である米国と中国は、4日前にかけこみで批准書を寄託した。最大の化学兵器国であるロシアは、廃棄費用の不足を理由に批准を今秋まで先延ばししている。キュー

バとトルコはそれぞれ4月29日、5月5日に批准しており、批准の30日後に締約国となる予定である。

5月6日には、「化学兵器禁止機関(OPCW)」の発足を目的とする第1回締約国会議(会期3週間)が始まった。締約国87カ国が正式参加している。

発効により、日本は、旧日本軍が中国に遺棄した毒ガスなどの化学兵器を、原則10年内に廃棄することが義務づけられる。

CWCは、1つの兵器体系を全廃するという画期的な軍縮条約である。その条約の発効は、核兵器禁止条約(NWC)成立に向けた動きにとっても重要な意味を持つ。(下段に発効時点での批准国リスト)(照屋みどり)④

化学兵器禁止条約批准国と批准年月日

(97.4.29、条約発効時点)

アルバニア	94.5.11	チェコ共和国	96.3.6	レソト	94.12.7	ルーマニア	95.2.15
アルジェリア	95.8.14	デンマーク	95.7.13	ルクセンブルク	97.4.15	セントルシア	97.4.9
アルゼンチン	95.10.2	エクアドル	95.9.6	モルディブ	94.5.31	サウジアラビア	96.8.9
アルメニア	95.1.27	エルサルバドル	95.10.30	マリ	97.4.28	セーシェル	93.4.7
オーストラリア	94.5.6	赤道ギニア	97.4.25	マルタ	97.4.28	スロバキア共和国	95.10.27
オーストリア	95.8.17	エチオピア	96.5.13	モーリシャス	93.2.9	南アフリカ	95.9.13
バーレーン	97.4.28	斐ジー	93.1.20	メキシコ	94.8.29	スペイン	94.8.3
バングラデシュ	97.4.25	フィンランド	95.2.7	モナコ	95.6.1	スリランカ	94.8.19
ベラルーシ	96.7.11	フランス	95.3.2	モンゴル	95.1.17	サンマリノ	97.4.28
ベルギー	97.1.27	グルジア	95.11.27	モロッコ	95.12.28	スワジランド	96.11.20
ボスニア・ヘルツェゴビナ	97.2.25	ドイツ	94.8.12	ナミビア	95.11.27	スウェーデン	93.6.17
ブラジル	96.3.13	ギリシア	94.12.22	オランダ	95.6.30	スイス	95.3.10
ブルガリア	94.8.10	ハンガリー	96.10.31	ニュージーランド	96.7.15	タジキスタン	95.1.11
カメルーン	96.9.16	アイスランド	97.4.28	ニジエール	97.4.9	トーゴー	97.4.23
カナダ	95.9.26	インド	96.9.3	ノルウェー	94.4.7	チュニジア	97.4.15
チリ	96.7.12	アイルランド	96.6.24	オマーン	95.2.8	トルクメニスタン	94.9.29
中華人民共和国	97.4.25	イタリア	95.12.8	パプアニューギニア	96.4.17	大ブリテンおよび北アイルランド連合王国	96.5.13
クック諸島	94.7.15	日本	95.9.15	パラグアイ	94.12.1	アメリカ合衆国	97.4.25
コスタリカ	96.5.31	ケニア	97.4.25	ペルー	95.7.20	ウルグアイ	94.10.6
コートジボワール	95.12.18	ラオス	97.2.25	フィリピン	96.12.11	ウズベキスタン	96.7.23
クロアチア	95.5.23	ラトビア	96.7.23	ポーランド	95.8.23	ジンバブエ	97.4.25
				ポルトガル	96.9.10		
				大韓民国	97.4.28		
				モルドバ共和国	96.7.8		
						合計	87ヶ国

実験の細部の計画が決定されているのは、最初の2回分のみである。2回の実験は、「ホログ」と「リバウンド」というコード名で呼ばれる実験で、どちらが先かは明かではない。また、それぞれは1回の実験のなかで何種類かの実験を同時にを行う。

「ホログ」は、平面状のプルトニウムが高性能火薬の爆発で飛散するときの飛散粒子についての知識をえることを目的とする。飛散粒子の大きさの分布、大きさと速度の関係などについてホログラフィーを用いた測定が行われる。2種類の配置で実験は行われる。

「リバウンド」は、超高温の、さまざま

未臨界実験関連データ

実験名	プルトニウム		高性能火薬量	目的など
	形状など	重量		
ホロダ 配置A	平面体表面にプルトニウムが被覆されている。	77.5グラム	50グラム	*爆発で飛散プルトニウムの粒子サイズの分布や、サイズと速度の関係の測定。 *点源起爆による飛散。 *リバモア研究所が設計。
		50グラム	50グラム	
リバウンド 圧力A	コインの大きさのプルトニウムが並べられたもの。 (推定2cm位のコイン)	462グラム	37キログラム (最高230万気圧)	*超高温、超高動的圧力下のプルトニウムの状態方程式を用いる。 *爆発で平面状金属飛行体を飛ばし、プルトニウムをたたいて衝撃波を作る。 *ロスアラモス研究所が設計。
		424グラム	23キログラム (最高170万気圧)	
		589グラム	13キログラム (最高80万気圧)	

ジェイソン報告(97.1.21)より整理

超高压力下で、プルトニウムの状態方程式(温度、圧力、体積の関係式)をより正確に決定することを目的とする。圧力は、並べられたコイン大のプルトニウムに、爆発力で平面状の金属飛行体を衝突させ

て平面衝撃波を加える。3種類の爆発力の実験が行われる。
実験に使われる火薬やプルトニウムの量などのデータについて、ジェイソン報告で明らかにされているものを、3ペー

NWC(核兵器禁止条約)を2000年までに

各国で自治体決議広まる

■オーストラリア ■
「核廃絶2000ネットワーク」声明
15自治体で支持決議

「核兵器禁止条約の交渉ができるだけ早く開始して2000年までに締結するよう」という内容を骨子とする「核兵器廃絶2000自治体決議」を広める運動が、サウス・オーストラリア州でも進んでいる。

オーストラリア非核自治体協会は、昨年8月の総会でNGOネットワーク「核兵器廃絶2000」の声明を支持し、各自治体に声明内容を知らせることを決定した。それを受けサウス・オーストラリアの下記の15自治体がすでに声明支持を決議している。

- アデレード市
- サリスベリー市
- ハッピー・バレー市
- キャンプベルタウン市
- ポート・アデレード・エンフィールド市
- アンレイ市
- イースト・トレント地方議会
- クレア地方議会
- プロスペクト市
- グレネルグ市
- ブライトン市

- ポート・リンカン市
- マリオン市
- ヒンドウマーシュ・ウッドビル市
- ナルルンガ市

これらの中にはそれ以後に合併で名称が変わったところもある。これらの自治体を含めて「声明支持」から「自治体決議」へと進める努力が始まっている。

■アメリカ ■
ニュージャージー州でさらに2自治体

本誌第42号に、米国内の6自治体(3月25日現在)がすでに「NWC2000自治体決議」を上げていることを報じたが、それ以後プリンストン・タウンシップとランバートビルで、それぞれ4月14日と4月21日に決議をあげた。合計8自治体となる。とくに注目すべきは、ランバートビルの決議は、次の選挙のときにこの問題を「勧告的住民投票」として投票にかけることを含んでいることである。これは自治体のなかで初めてのことである。米国での決議文例は42号(オークランド)、43号(サンタバーバラ)に掲げた。

ニュージャージー州では、さらに5つの自治体で努力が行われている。

■イギリス ■
全国運営委員会が推進

マンチェスター市議会に本拠をおく非核自治体全国運営委員会は、今年3月、「NWC2000自治体決議」のひな型を添付して、傘下の地方議会に対して決議をあげるように呼びかけた。M

国連人権センター:NGOに情報要請

劣化ウランも対象

以下の重要な要請をPCDS国際事務所が知ったのは、残念なことに、要請の締切日である5月8日であった。まったく対応できなかったが、日本の誰かが早く知って、鳥島劣化ウラン問題を報告したことを祈りつつ、ともかく事実を伝えたい。

「人権、なかんずく生存の権利を享受する必須条件としての国際平和と安全保障」と題する小委員会決議(96/16、96年8月29日)によると、国連人権高等弁務官は、国際機関や政府やNGOから「核兵器、化学兵器、気体爆弾、ナパーム弾、クラスター爆弾、生物兵器、劣化ウラン含有兵器の使用についての情報、その結果もたらされ蓄積している影響についての情報、それらが生命、身体の安全、その他の人権に与える危険に関する情報」を集めて次の小委員会に報告しなければならない。その結果、NGOにも情報提供を要請していた。M

ジの表にまとめておく。

これら最初の2回の実験は、すぐに核兵器の安全性と信頼性にとって必要な実験ではなく、今後の未臨界実験のための準備実験であるとされている。

◆未臨界性と透明性

未臨界実験の根本的問題点は次の2点であろう。

A. 米国の核兵器の優位を永久化する試みであり、核軍縮への流れを阻害するのみならず、逆行する。

B. 他の国も同様な実験を行う権利をもつことになり、核不拡散努力を困難に陥れる。CTBTの発効をますます困難にするであろうし、発効による検証制度が発足しないまま未臨界実験を口実とする小規模実験がまかり通ることになる。

言うまでもなく、Aはもっとも根本の問題であり、未臨界実験に限らず、新たな巨大レーザー設備(NIF)の建設や地中貫通爆弾(B61-11、本誌第41号参照)の問題なども含めた米国の核政策そのものの批判である。それに比較して、Bは未臨界実験固有の問題としての根本的かつ具体的批判である。

本誌39号に紹介したように、フォン・ヒッペルとスザンヌ・ジョーンズは、このBの問題を中心に論じた。そして、もし未臨界実験がかりに強行されるとしても、CTBTを空洞化させないためには、実験がほんとうに未臨界で終わることを一点の疑念も残さないように、国際的監視による透明性を確保することが必要であると主張した。その体制を確立せずに米国が未臨界実験を強行した場合、同じように他の国が未臨界実験だと言って小型核実験を行ったとき、米国は何も言えなくなるだろう。つまり米国はCTBTを空洞化し、自分で自分の首をしめることになる。

今回のジェイソンの報告は、この点を意識していることがうかがえる。ジェイソンは最初の2回の実験の未臨界性について検討を依頼された。その結果、臨界に達する可能性はまったくないと否定し、実験にゴー・サインを出した。その意味で国際的な悪影響に対する認識を欠いた、誤った対応をしたと言わざるえない。しかし、3回目以後の実験がより臨界に近づく可能性を指摘し、いくつかの勧告を行っている。そこでは、フォン・ヒッ

ペルらが主張した地上圧力容器で行う可能性の追求、プルトニウムを使わないで類似物質での実験を活用するなど、SBSSMPの目的を「プルトニウムとネバダ核実験場を使う」以外の方法を多用して達成する道を探すよう示唆している。未

臨界実験でしか達成できない実験があることを認めた議論ではあるが、国際的に容認される完全な透明性の確立までは、疑わしい実験は行わないという道の存在を示している意味で、利用価値があるであろう。(梅林宏道)M



NGO会議の参加者全員で作った「6」をかたどる人文字。核軍縮の義務を定めたNPT第6条を象徴したもの。4月6日、ニューヨーク市ワシントン広場にて。

NPT再検討会議 準備会での NGO活動に参加 して

報告 菊地敬嗣

●はじめに

4月7日から18日まで、ニューヨーク市にある国連本部で核拡散防止条約(NPT)再検討会議準備会議が行われました。「核廃絶2000かながわ」から、その会議と平行して行われた、反核NGOの活動に参加してきました。

今回のNGOの活動の中心になったのは、1995年のNPT再検討・延長会議の際につくりあげられた国際反核NGOのネットワークである「核兵器廃絶2000(ABOLITION 2000)」でした。「ABOLITION 2000」は、会議に参加していた各国代表へのロビингや、現在問題になっている課題について、幅広くとり上げて集会を開催するなどの活動を行いました。

●NPT再検討会議準備会での NGOの意見表明

会議2週目の4月16日の午前10時30分から午後1時までの2時間半にわたり、今回の準備会議議長、パト・パトカリオ大使のコーディネートによって、NGOの意見

表明が各国代表に対して行われました。これは、95年の再検討・延長会議でダナ・バラ議長が約束していたものです。短い時間を有効に活用するために、NGOはうち合わせを重ね、課題を絞り、意見表明の場にのぞみました。冒頭と結語では、核兵器をはじめ、ウラニウム採掘など核サイクルすべてにおける、核の持つ脅威、危険性が強調されました。そのほか、本ページの表にまとめたテーマについて、NGOの見解が説明されました。

●多彩な集会／今後の課題

準備会議が始まる前日の4月6日、ニューヨーク市内の「核政策のための法律家委員会」(LCNP)の事務所でNGOが集会を持ち、その後ワシントン広場で参加者全員で、NPT第6条(核軍縮の義務)を象徴する「6」の人文字をつくりました(写真)。翌7日には「核兵器禁止条約モデル案」を公表する集会を国連本部内で行い、核実験禁止条約制定にむけたキャンペーンを行いました。

その後、準備会議 자체がほとんど非公開の状態で進められていくなかで、国連本部内外で多くの集会が行われました。テーマとしては、未臨界実験、NATO拡張問題、核軍縮・核廃絶から通常兵器を含めた全面軍縮へ至るためにはどうすべきかという問題、インド、パキスタン、イスラエルなどNPT、CTBTなどの枠

組みに入っていない地域や国々の問題、増え続ける核物質の管理をどうするのかという問題などでした。

今後の課題については、一言ではいえないほどいろいろありますが、国際司

法裁判所の「核兵器が違法である」という判断、キャンベラ委員会の核廃絶にむかへづく→◆

核不拡散条約(NPT)加盟国1997年準備会におけるNGOの発表

(ニューヨーク、国連本部、1997年4月16日)

◆序論

クレイン・ラメイ(米)(和解フェローシップ・和解軍縮プログラム・コーディネーター)

◆核兵器廃絶に関するNGOの声明

ジア・ミアン(パキスタン)(持続的発展政策研究所)

◆核兵器禁止条約モデル案:目的と内容

ピーター・ワイス(米)(核政策に関する法律家委員会代表/核兵器に反対する国際法律家協会、共同代表)、メラブ・ディタン(米)(核政策に関する法律家委員会)

◆核軍縮進展のためにNPT再検討プロセスを使う

ジョナサン・ディーン(米)(憂慮する科学者連盟国際安保問題アドバイザー)

◆NPT第1条、第2条、第6条、第7条に関するOSCE地域の核兵器問題

マーチン・バッチャー(ベルギー)(欧州安全保障軍縮センター所長)

◆核実験に関するNGOの声明

ジャクリーン・カバソ(米)(西部諸州法律財団所長)

◆先住民NGOから

ガブリエル・テチアラビ(太平洋諸島NGO協会代表/タヒチNGOネットワーク「ヒチ・タウ」会長)

◆エネルギーとNPTに関するNGOの視点

メアリー・オルソン(米)(核情報資料サービス)

◆核分裂性物質

ジョージ・ブン(米)(世界の安全保障のための法律家同盟)

米軍ウォッチ 8

資料 米海兵隊大尉の論文

本誌42号(97年4月1日)「資料—第31海兵遠征部隊:ある参謀下士官の見解」につづき、現役の沖縄海兵隊員自身による海兵隊の撤退論を紹介する。2人の海兵隊大尉のパイロットが、沖縄から帰任した直後に書いた「本当に即応態勢のある部隊」(1994年8月)という論文の「沖縄から去ろう」という見出しの一節を以下に訳出した。海兵隊の組織論として旅団編成を基礎にすることを主張している文章であるが、その中で沖縄海兵隊の現状を批判している。沖縄駐留がなくても海兵隊が米本土から十分緊急展開できることを示している。

沖縄から去ろう

海兵隊 大尉 ネン・C・カーンズ & 海兵隊 大尉 スタントン・S・コーア

現在すすめられている軍の縮小は、海外基地の閉鎖を余儀なくするものである。海兵隊は、沖縄で歓迎されない存在になってしまって、もうどうにもならないところにきている。

沖縄は小さ過ぎて航空機の効果的な訓練はできないし、実弾射撃も小さくて制約の多い2つの沖合いの島に限定されている。海兵隊のジェット機は、本土の岩国基地から派遣されるのみであり、嘉手納空軍基地から飛ぶことを強いられる。ヘリコプターは普天間海兵隊航空基地の窮屈な制限区域にたどり着くまでに極度の人口密集地上空を飛ばなければならない。歩兵部隊は沖縄の住民を怒らせないように、実弾射撃訓練を厳しく制限しなければならないし、砲兵士官は射爆場外への誤射を死ぬほど恐れながら生きている。

大きな演習では、日本の行政官との連絡調整がさらに求められる。海兵隊のCH-53E輸送ヘリコプターも荷物を機体

からぶら下げて道路の上空を飛ぶことはできない。合同軍事訓練は、不可能ではないとしても困難である。そして、疲れた海兵隊員の足にとって、沖縄の北部訓練場の丘陵はカリフォルニア州キャンプ・ペンドルトンの丘陵とほとんど変わらない。

沖縄県と海兵隊首脳部の間の政治的ムードは、よく言っても気まずいものである。大田昌秀知事は、最近米海兵隊に対して沖縄からの撤退を正式に要請した。

沖縄の戦略地政学的位置は重要であるが、その位置が最近われわれにとって有利であったことがあるだろうか。第31海兵遠征部隊をホワイトビーチから展開させるのに、4隻の水陸両用即戦群が佐世保から3日間をかけて航海していくことが必要である。加えて、何千人の人間を、到着部隊を迎える設備の整っていない桟橋に移動させなければならない困難もある。沖縄でえられる訓練の機会は最小のものであり、沖縄に駐留する

ことの戦略的重要性も冷戦とともに減少した。

海兵隊の沖縄への執着は、主として1945年の沖縄での激戦の勝利に根ざした感情的なものである。韓国と日本の防衛という任務には米陸軍の方がより適している。海兵隊は、これまで通り緊急展開の役割に専心すべきである。海兵隊が沖縄にぐずぐずしていれば、われわれの本来の政策からそれで、コリン・パウエル大将が議会へのメッセージの中で警告したような「重複のムダ」を生み出すことになってしまう。われわれには、兵力構成の3分の1を無駄にするだけのお金や人員の余裕はない。われわれは、沖縄の海兵隊を米本土の海兵遠征旅団を充実させるために用いるべきである。警戒任務は陸軍にさせよ。さもなくば、すべての米軍を日本から撤退させよ。

著者について:執筆当時、沖縄での6ヵ月配備と第31海兵遠征部隊(特殊任務可能)(31MEU(SOC))の任務を終えて、両大尉とも第169軽ヘリコプター海兵飛行中隊(カリフォルニア州キャンプ・ペンドルトン)で攻撃型ヘリコプターAH-1W(スーパー・コブラ)のパイロットであった。

(米海軍協会刊『プロシーディングズ』1994年8月号)(訳:水野希代子)M

◆ ← 5ページからづく
けた提言、「将軍、提督の声明」など核廃絶にむけた大きな前進があるなか、各國

とも草の根での核廃絶へむけた運動が非常に弱いという指摘が、多くの場所で行われていました。2000年のNPT再検

討会議にむけて、核廃絶実現を迫るパワーをつけていく必要があると思います。(核廃絶2000かながわ) M

公募 PCDS 日本ファシリテーター

PCDS(太平洋軍備撤廃運動)では、日本の窓口となる役割をもつファシリテーターの交代者を募集しています。無給ボランティアですがアジア太平洋各國の平和運動家とともに活動できるという他に替えがたい機会がえられます。

■現在、カナダ、アメリカ、ニュージーランド、オーストラリア、フィジー、フィリピン、沖縄、韓国、日本にファシリテーターがいます。横浜に国際事務所があつて梅林宏道が国際コーディネーターの仕事をしています。2年に一度くらいのペースで、全員が集まる会

合をどこかの国で開催しています。

■アジア太平洋の軍縮・安全保障にNGOとしてかかわっていこうという意欲があれば、運動経験は問いません。

■年齢、性別は問いません。会議やコミュニケーションは基本的に英語で行いますが、チャレンジ精神があれば英語力は乏しくても役割は果たせます。

■電話のほかにFAXかe-mailがあれば、日本列島のどこにいても仕事は務まります。

くわしいことを、お知りになりたい方は表記の事務所までご連絡下さい。

41号同封の ピースデボ(平和資料) 案内パンフ 返信をお待ちしています

パンフの最後のページのFAX送信票、もしくはそこに挿入の振替用紙をご利用ください。

日誌

1997.4.21～5.5

(作成: 笠本丘生、照屋みどり)

CTBT=包括的確実実験禁止条約/FIG=普天間実施委員会/KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構/NATO=北大西洋条約機構/SACO=沖縄に関する特別行動委員会/WP=ホワイトペーパー

- 4月22日 韓国・朝鮮日報、黄・元書記執筆の論文の要約掲載。北朝鮮が核兵器などで韓国を火の海に、日本を焦土化などの記述。
- 4月22日 米国防省ペーコン報道官、黄・元書記の論文に関心示す。韓国政府による聴取終了後、独自聴取の方針。
- 4月22日 韓国、北朝鮮へ供給する軽水炉の敷地準備工事費4500万ドルをとりあえず一括負担、日米の費用負担割合決定後に清算と決定。
- 4月22日 本島・前長崎市長、「原爆ドームの世界遺産登録は誤り」との論文を、広島平和教育研究所の年報に寄稿と判明。
- 4月23日 米国務省バーンズ報道官、黄・元書記の論文の内容を否定、「核開発の動きがあればすぐに判る」と語る。
- 4月25日 政府、CTBT批准に向け、原子炉等規制法の一部改正を閣議決定。核爆発実施者に7年以下の懲役など盛り込む。
- 4月25日 長崎・伊藤市長、第四回国連軍縮特別総会実現と、総会での演説を国連に要請する考え表明。
- 4月29日 化学兵器禁止条約発効。5月6日に加盟国会議、条約違反監視する化学兵器禁止機関発足の予定。(本誌参照)
- 5月1日 英総選挙、労働党政権誕生。18年ぶり。
- 5月1日 グリーンピースなど約40の環境、反核

団体、米未臨界核実験差し止め求め、ワシントン連邦地裁に提訴。

- 5月1日 訪日中の米オルブライト国務長官、プリマコフ外相と会談、NATO新規加盟東欧諸国への核兵器不配備などの要求に改めて難色。
- 5月1日 国連、イラクの軍備解体状況監視する大量破壊兵器廃棄特別委員会の新委員長に7月1日付で豪バトラー国連大使就任を発表。
- 5月3日 今月12、13の両日に東京でのKEDO理事会開催決定。
- 5月5日付 故佐藤・元首相の日記、近く刊行。沖縄返還に際し「緊急時には沖縄への核持ち込み、通過認める」など、裏交渉の事実示唆。

沖縄

- 4月21日 米軍の実弾砲撃演習の移転候補地の山梨県・北富士演習場の地元協議機関「演習場対策協議会」が移転受け入れを正式表明。
- 4月22日 久間防衛庁長官が大分県・日出生台演習場の地元3町(玖珠、九重、湯布院)に実弾砲撃演習移転を通告。
- 4月22日付 静岡県・東富士演習場の地元自治体など、実弾砲撃演習移転受け入れの方向へ。
- 4月22日 二井山口県知事、橋本首相に、普天間飛行場の返還に伴う空中給油機部隊の岩国基地移駐の受け入れ容認の意向を伝える。
- 4月22日 衆院本会議、「沖縄における基地問題ならびに地域振興に関する決議」可決。
- 4月22日 科技庁、鳥島の劣化ウラン弾発見場所近くの土壤中一カ所から、土壤 1m^2 中340マイグラムのウラン検出と発表。外務省との合同調査の結果。
- 4月23日 久間防衛庁長官、実弾砲撃演習移転候補の5演習場の地元の理解が一応得られたとし、沖縄での演習はもうやらないと言明。
- 4月23日「改正」米軍用地特措法公布、施行。
- 4月25日 米軍辺通信所内一部民有地の「不法占拠」が米軍用地特措法「改正」により同日午前零時をもって終了。「暫定使用」期間に入る。
- 4月25日 名護市辺野古区で「ヘリポート阻止協

議会(命を守る会)」の海上ヘリポート基地阻止署名、面会できた1084人の78%が署名。

- 4月25日 日米首脳会談
- 4月26日 11日から米国で沖縄の基地問題を訴えた大田知事帰任。
- 5月1日～4日 基地・軍隊を許さない行動する女たちの会などが主催する「国際女性ネットワーク集会」那覇市にて開催される。
- 5月2日 東富士演習場の地元自治体(御殿場市、裾野市、小山町)と地権者団体、国の三者会合。地元側が条件付きで移転受け入れ表明。
- 5月3日 米攻撃型原潜ホノルル、WB入港。
- 5月5日 米強襲揚陸艦ペローウッド、WB入港。

沖縄のこよみ

- ◆5月～6月 海上ヘリポート建設のためのキャンプ・シュワブ沖での事前調査。(政府方針)
- ◆5月29日 第4回公開審理
- ◆12月末 FIG実施計画を完成する期限。(SACOでの決定)
- ◆97年度末 104号越え実弾砲撃演習、本土移転の期限(SACOでの決定)

読者のみなさんへ

宛名ラベルのメッセージについて

定期購読者には「(定)」が入っています。その他の方々も、定期購読して下さると幸いです。止める場合は、ご一報下さい。

お送りした号で誌代が切れるとき、「今号で誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。また、お送りした号がすでに前号以前に誌代切れになっているとき、「誌代切れ。継続願います。」というメッセージが入ります。

郵送による定期購読をお勧めします。月2回発行で、年間¥5,000- (6ヶ月
¥2,500-) です。タイトルの下に記載した郵便振替口座でお振り込み下さい。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

照屋みどり(PCDS)、笠本丘生(平和資料協同組合)、水野希代子(PCDS)、菊地敬嗣(核廃絶2000かながわ)、飯田治子(平和資料協同組合)、中田眞里子(平和資料協同組合)、梅林宏道